# 東京都立花畑学園いじめ防止基本方針

校 長 決 定

### 1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童・生徒にも起こり得る」という 基本認識の下、本校は、一人一人の人格と個性を尊重し、児童・生徒が「希望」に満ち、 「創造」豊かに、「友情」厚い学校生活を送ることができるよう、以下のように「東京都立 花畑学園いじめ防止基本方針」を策定する。

#### 2 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法 第2条より】

# 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はいじめを行ってはならない。

# 4 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
  - ・いじめに関する児童・生徒の理解を深める。
- (2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
  - ・いじめられた児童・生徒を守る。
  - ・児童・生徒の取組を支える。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
  - ・学校一丸となって取り組む。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組
  - ・社会総がかりで取り組む。

### 5 学校及び教職員の責務

東京都立花畑学園及び教職員は、いじめ防止対策推進法第8条、東京都いじめ防止対策推進条例第7条にのっとり、以下の責務を有するものとする。

- (1) 障害の程度に関わらず、いじめは、どの児童・生徒にも起こりうることを認識し、 いじめにつながる予兆を見逃さない観察力と、いじめの発生に対しては再発をさせ ない解決を図る指導力を身に付け、向上に努める。
- (2) 本校の保護者、地域関連機関やいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を 図りつつ、学校全体で、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- (3) 本校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速に対応する。

- 6 いじめ防止等のための組織
- (1) 学校いじめ対策委員会
  - ア 設置の目的

学校におけるいじめ問題に関する措置を組織的に行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を実行的に行う。

イ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、学部主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者 ウ 所掌事項

- (ア) いじめ防止基本方針の策定
- (イ) いじめの未然防止に関する取組の推進
- (ウ) いじめの早期発見・早期対応、重大事態の対応の中核
- (エ) 学校サポートチーム、関係機関との連携
- 工 会議

原則として、年3回。また必要に応じて適宜開催する。

(2) 学校サポートチーム連絡協議会

ア 設置の目的

いじめ問題への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 委員構成

校長、副校長、生活指導担当主幹、保護者、その他 校長が必要と認める者 ウ 所掌事項

- (ア) いじめ、不登校等の児童・生徒の健全育成上の課題について意見交換、 協議を行う。
- (イ)校長に対して家庭、地域、関係機関との連携による問題行動の未然防止、 早期解決等の具体的な対応について助言する。
- エ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

- 7 段階に応じた具体的な取組
- (1) 未然防止

ア 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

- (ア) 魅力ある授業の実現
- (イ) 自己肯定感や自尊感情を高める指導
- (ウ) 子供と教職員の信頼関係の構築
- イ 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
  - (ア) コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
  - (イ)「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
  - (ウ)「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催(年3回)
  - (エ)「いじめに関する研修」の実施(年3回)
- ウ いじめを許さない指導の充実
- (ア) いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
- (イ)「いじめ」に関する授業の実施(年3回)
- (ウ) 困難に対処できるようにするための指導
- エ 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
  - (ア) 互いに認め合う態度を育む取組
  - (イ)「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり

- オ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
- (ア) 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進
- (イ)「学校サポートチーム」会議の定期開催(年2回)
- (2) 早期発見
  - ア 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
  - (ア) 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
  - (イ)「学校いじめ対策委員会」によるいじめ認知の徹底
  - イ 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知
    - (ア) 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察
    - (イ) 学級担任等による定期的な個人面談
    - (ウ) 休業日前後等の「いじめ発見チェックシート」の活用
  - ウ すべての教職員による子供の状況把握
  - (ア) 一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築
  - (イ) 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底
  - エ 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
    - (ア) 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存
    - (イ)「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用
  - オ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
    - (ア) 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
    - (イ) PTA、学校運営協議会委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や 通報
    - (ウ) 地域住民からの情報提供や通報
    - (エ) 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供
- (3) 早期対応
  - ア 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
    - (ア) 教職員からの報告を受けての対応方針の決定
    - (イ)対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言
    - (ウ)解消の確認
  - イ 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応
    - (ア) 苦痛の程度に応じた対応を保護者や関係各所と連携して実施
  - ウ 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導
  - (ア) 行為の重大性の程度に応じた指導
  - エ 重大事態につながらないようにするための対応
    - (ア)被害の子供の安全確保と不安解消
    - (イ) 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察
    - (ウ)被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応
    - (エ)「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼
    - (オ) 警察、児童相談所等関係機関等の関係機関と連携した対応
  - オ 東京都教育委員会への報告及び東京都教育委員会による支援
  - (ア) 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告
  - (イ) 重大性、緊急性に応じた東京都教育委員会からの支援
- (4) 重大事態への対処
  - ア 重大事態の発生の判断
    - (ア) 教職員による重大事態の定義の確実な理解
    - (イ) 東京都教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断

- (ウ) 重大事態発生の報告
- イ 被害の子供の安全の確保、不安解消のための支援
  - (ア) 学校の組織的な対応による安全確保と不安解消のための支援
  - (イ) 保護者への対応方針及び対応経過の説明
  - (ウ) 外部人材や関係機関等と連携した支援
- ウ 加害の子供の更生に向けた指導及び支援
- (ア) いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
- (イ) 保護者への説明や協力関係の構築
- エ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
- (ア) 保護者・PTAの協力体制による問題解決
- (イ)「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決
- オ いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告
  - (ア) 調査組織決定と調査の実施
  - (イ)「不登校重大事態」における調査
  - (ウ)被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供
- 8 教職員研修計画
- (1) 教職員に対する校内研修を年3回実施
- (2) 全ての児童・生徒が、安心して豊かに生活できるための年3回の人権研修の実施
- 9 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策
- (1) 連絡帳及び個人面談等を通じた児童・生徒の状況の情報共有
- (2) 保護者会等を通じて、学校のいじめ対策及び相談窓口の周知
- 10 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策
  - (1) PTAとの連携及び情報共有
  - (2) 足立区こども支援センターとの連携
  - (3) 竹の塚警察署のスクールサポーターとの定期的な情報交換
- 11 学校評価及び基本方針改善のための計画
  - (1) 学校評価の項目に、個に応じた指導やコミュニケーション指導に関するもの、人権及 び体罰・暴言に関するものを入れ、充実度・期待度について評価する。
  - (2)上記項目に関する学校評価の分析を基に、学校いじめ対策委員会で基本方針を見直し、 必要に応じて改訂する。
  - (3) いじめ問題を起こさないよう、未然防止・早期発見・早期対応の取組に対するPDCA サイクルを確立する。